

性暴力被害者の声を司法へ 刑法性犯罪の改正を実現しよう！

日本では、女性の13人に1人が無理やりに性交等を強いられた被害経験があり(男性は67人に1人)、そのうち警察に連絡できたのは2.8%です(男性は8.7%)。(平成29年内閣府男女共同参画局調査)。被害を申し出ても、難しい立証を求められる事柄が多く、7割近くが起訴されません。

性暴力は、被害者の心身を深く傷付けて長期にわたって苦しめる、人として許されない人権侵害行為です。少子高齢化が加速する中、未来ある人を性的侵害から守り、人的損害の拡大を防ぐ事は日本の喫緊の課題です。今、性暴力を許さない社会制度作りが、強く求められています。

チェンジ **性交同意年齢を、16歳未満に引き上げるように求めます。**

✕ 現在の性交同意年齢が13歳は低すぎる。子どもの人権を守るため、少なくとも義務教育以下の子どもを、性的接触から守りたい。

チェンジ **公訴時効の撤廃を求めます。**

✕ 現在は、強制的性交等罪は10年、強制わいせつ罪は7年を過ぎたら、加害者を罪に問えない。性暴力にあった人は(子どもは特に)、提訴できない状態が長引くことも多い。再犯防止と被害者の尊厳回復のため、時効を無くしたい。

チェンジ **不同意性交を性犯罪とすることを求めます。**

✕ 現在は暴行脅迫要件があり、被害者が性交に同意していないことが明らかでも、抵抗困難な程度の暴行脅迫がなければ加害者を罪に問えない。

チェンジ **地位関係性を利用した性犯罪規定の創設を求めます。**

✕ 上司と部下、教師と生徒、医者と患者など、上下関係の優位な立場の者に対しては、抵抗しにくい。また、所属先での自分の居場所がなくなり、人間関係から切り離される恐れから、助けを求めることが難しく、孤立しやすい。

日本の未来を拓くため、 2020年春、法改正への扉を開けよう

世界では、相手の同意のない性行為そのものを(暴行等の要件なしで)犯罪として処罰する国が増えています。被害者の声を反映させて、法改正を実現してきたのです。しかし、男女格差が世界153カ国中121位の日本の刑法は、被害者に対して不当に過酷な要件を残したままです。国連の各種人権委員会からも、性犯罪の罰則等に関して何度も勧告を受けています。

性暴力を許さない市民の声は広がっています。米国発“me too”運動は、日本では加害者より被害者が好奇の目にさらされ、告発が難しい現状を示してくれました。2018年3月に性暴力事件の無罪判決が相次いだことに抗議して始まったフラワーデモは、各地に広がり、2月には40都道府県で開催されました。性犯罪の刑法改正を求めるネット署名は、2月現在で8万筆を超えています。

2017年の刑法性犯罪の改正時、3年を目途に見直しを検討する附則を定めました。2020年は、見直しを検討する年です。2018年、性暴力問題に取り組む議員連盟が発足。昨年11月、刑法改正市民プロジェクト(12団体連合)は、被害者の声を反映した改正が行われるように要望書を提出しました。同年12月には、Spring 独自の要望書も提出。地方議会(埼玉県三芳町、京都府長岡京市、奈良県、静岡県等)からも、見直しを求める意見書が提出されています。

2017年の刑法改正の検討会及び審議会には、被害者の実情に詳しい人が少なく、課題の取り残しがありました。今回は被害者の声を反映した法改正を実現できるよう、被害者の実情に詳しい委員が過半数になるように求めています。ご支援ご協力を、よろしくお願いいたします！

一般社団法人 Spring ~性被害当事者が生きやすい社会へ~

(お問い合わせ先) lobbying@spring-voice.org (ホームページ) <http://spring-voice.org/>

〒102-0093 東京都千代田区平河町一丁目6番15号 USビル8階 2020年3月

